

加藤千晴 選対本部 ～公職選挙法について～

公職選挙法は、選挙を行う上ではかなり重要な法律ですが、実際には普段普通に行われている事が公選法に抵触する恐れがある事を改めて考えさせていただきました。

実際には辻立ちなどの際にどうどうとのぼりなどで名前を出している議員もいますが、その行為が政治活動と捉えるのか、選挙の事前活動となってしまうのか？政党の出している報告会や街頭演説などのポスターはどうなのか？民主党が大躍進した選挙ではかなり複雑な戦いを行った経験から、違法行為ではない戦略など踏み込んだ選挙戦法を具体的な例をあげて説明して頂けると更に良かったとおもいます。

特に、ネット選挙が解禁となり、今後の選挙状況の変化を十分に分析して行う必要がありますが、やはり選挙の基本は、政策といかに多くの方にその必要性を説いて同感して頂けるかが必要なのだと感じました。

「歩いた家の数しか票は出ない。握った手の数しか票は出ない」これがやはり基本だと、肝に銘じました。